

令和 8 年 8 月 17 日

(照会先)

年金給付部長 木村 誓司
(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室長 金澤 美保
(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆さまへのお知らせ

(現況届等の提出期限の延長等について)

令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、
一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、令和 8 年厚生労働省告示第 323 号が告示されたこと等にともない、別添のとおりお知らせいたします。

別添: 現況届等の提出期限の延長等について

被災された年金受給権者等の皆さまへ

現況届等の提出期限の延長等について

令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1 現況届、生計維持確認届、障害状態確認届及び所得状況届の提出期限に関するお知らせ

次の年金受給権者等で、令和 8 年熊本地震により被災された方（別紙「現況届等の提出期限の延長に係る指定地域」に住所を有する方）が提出する次の届書について、提出期限を令和 9 年 1 月 27 日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和 9 年 1 月 27 日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

○ 対象となる年金受給権者等

・誕生日が 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間にある年金受給権者等

○ 対象となる届書

・現況届

・生計維持確認届

・障害状態確認届

・所得状況届※

※所得状況届については、誕生日に関わらずすべての年金受給権者等が対象です。

2 障害年金等を所得制限により支給停止されている方へのお知らせ

次の年金・給付金の受給権者等で、所得があるために年金の一部又は全部が支給停止されている方のうち、令和 8 年熊本地震の災害により被災された方は、住宅、家財又はその他の財産について概ね 2 分の 1 以上の損害を受けられた場合、ご本人からの届出により、損害を受けた月分（令和 8 年 7 月分）から令和 9 年 9 月分までの所得制限による支給停止を行いません。

なお、翌年（令和 9 年 6 月頃）に、前年（令和 8 年）の所得確認を行います。前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月分まで遡って支給停止が行われますので、あらかじめご了承ください。

○ 対象となる年金・給付金

・20 歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者

（年金証書等に記載されている年金コードが 2650 又は 6350 等の方）

・特別障害給付金の受給資格者

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-808-678

ガイダンスに従い【1】を押してください。

受付時間： 月曜日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 7 : 0 0

火～金曜日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5

第 2 土曜日 午前 9 : 3 0 ~ 午後 4 : 0 0

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 時まで相談を

お受けします。

現況届等の提出期限の延長に係る指定地域
(令和8年8月17日厚生労働省告示第323号)

都道府県名	市町村名
熊本県	熊本市
	八代市
	水俣市
	山鹿市
	菊池市
	宇土市
	上天草市
	宇城市
	天草市
	合志市
	下益城郡美里町
	菊池郡大津町
	菊池郡菊陽町
	阿蘇郡西原村
	上益城郡御船町
	上益城郡嘉島町
	上益城郡益城町
	上益城郡甲佐町
	八代郡氷川町
	葦北郡芦北町
	葦北郡津奈木町